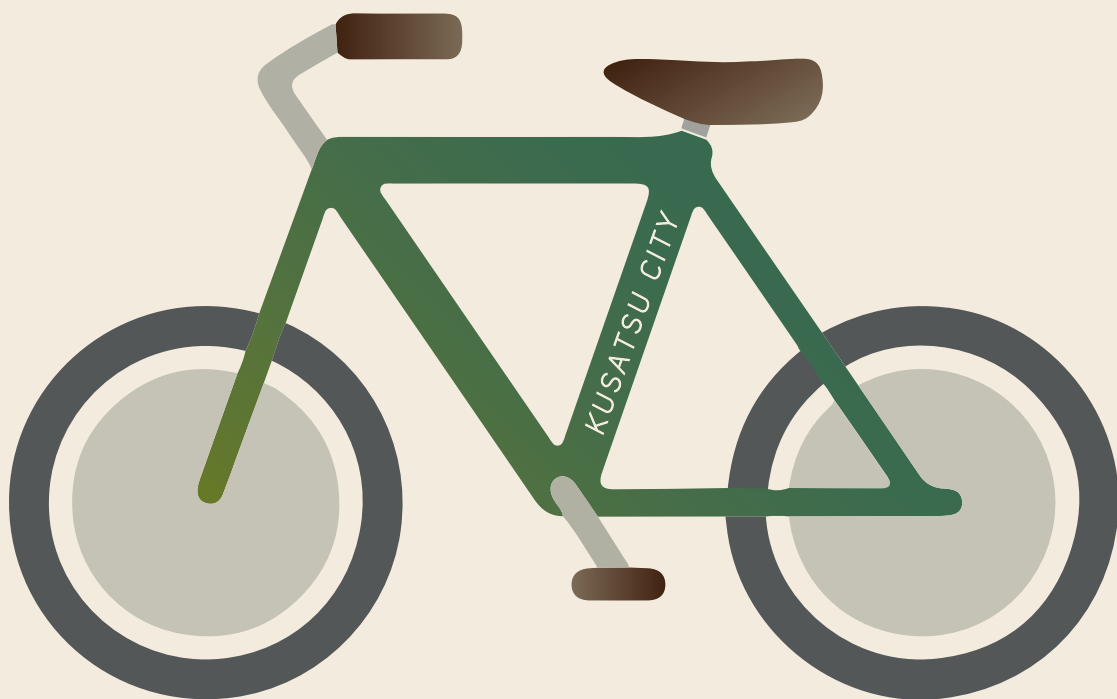


改訂版

草津市自転車安全安心 利用促進計画【概要版】

自転車に乗り 自転車を知り
自転車を感じるまち 草津





■計画策定の趣旨

自転車は、通勤、通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に無くてはならないものとなっています。一方で、草津市内では交通事故総数に占める自転車事故の割合や、自転車盗難の発生件数が高い水準で推移し、自転車の利用環境は良好な状態とはいえない状況となっており、自転車利用者のルール遵守、マナー向上、自転車事故の防止や事故被害者に対する賠償の備えも必要となっています。

これらの背景から、平成 26 年 7 月 1 日に自転車施策に関する基本条例として「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」（以下、「草津市自転車条例」と記載）が施行され、同条例の第 14 条に自転車の安全で安心な利用の促進を図るためのものとして、草津市自転車安全安心利用促進計画の策定（以下、「本計画」として記載）が位置付けられています。

本計画は、「草津市交通安全計画」と相互に連携し、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備などに関する具体的な施策の実行計画として策定します。

■計画の概要

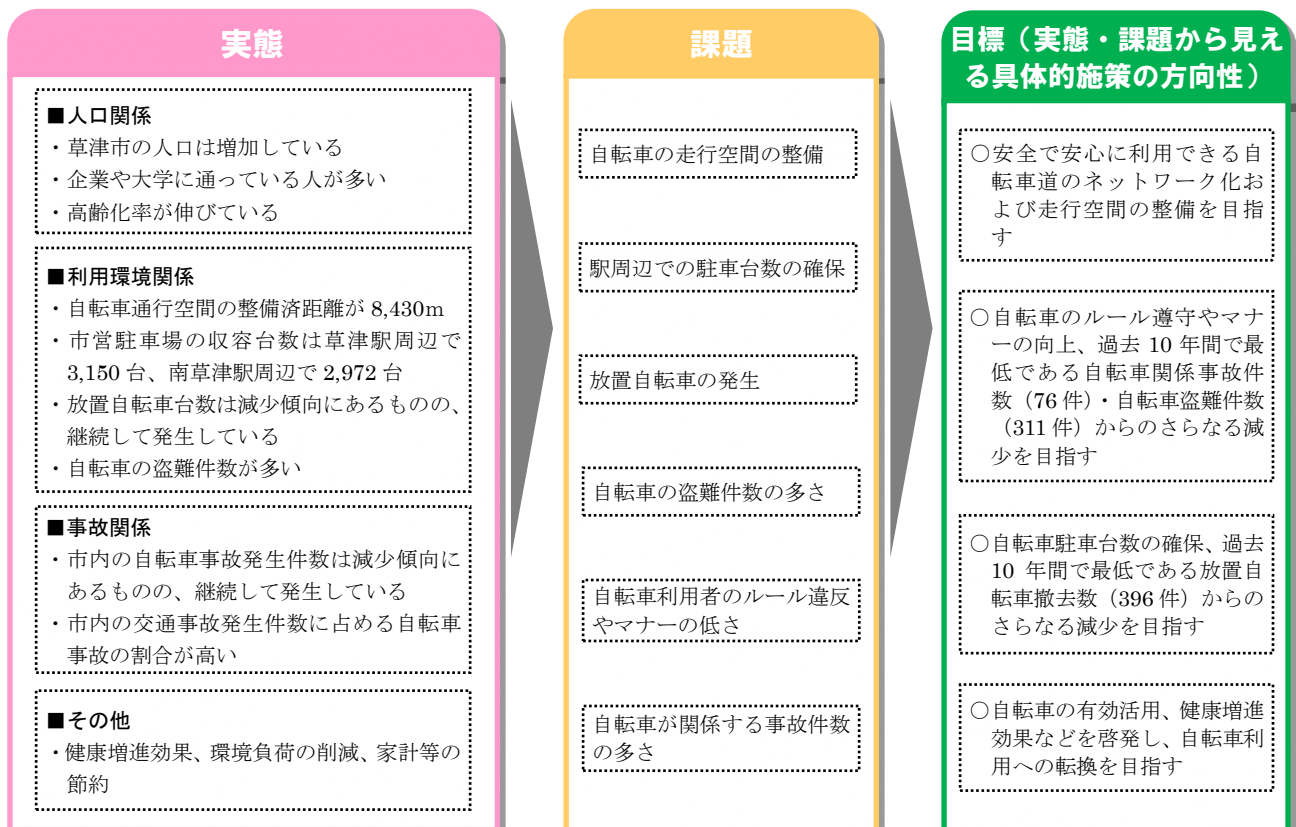
計画の対象地域：本計画は草津市内全域を対象としています。

計画の対象者：自転車、歩行者、自動車などすべての道路利用者、また、草津市自転車条例の第 2 章に定める行政、市民、保護者、学校、事業者および自転車小売業者も対象とします。

計画目標年次：本計画は平成 28 年度～令和 8 年度の 11 年間とし、令和 2 年度に前期（5 年間）の目標の達成状況や社会情勢の変化などによる必要な見直しを行いました。また、毎年度、自転車安全安心利用促進委員会を開催し、取り組み状況などを確認します。

■課題および具体的施策の方向性

自転車利用の実態から見えてくる草津市の課題と、課題等から見える具体的施策の方向性を下記のとおり整理します。





■計画の基本方針

草津市の自転車利用における実態や課題から見える具体的施策の方向性をもとに、本計画のコンセプトを設定します。



『自転車に乗り 自転車を知り 自転車を感じるまち 草津』の実現



（各施策の実施に向けて）

自転車の安全で安心な利用の促進を図る施策（Plan）を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車安全安心利用促進委員会」において、適宜実施（Do）された施策について、評価・検証（Check）を行い、見直し・改善（Action）に繋げるという、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、各施策の実現を目指します。また、自転車安全安心利用促進委員会は毎年開催します。



基本方針①：「安全」を感じる

■キーワード 「適正」「マナー」「学び」

■“「安全」を感じる” 施策項目と計画期間

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期 H28 ～ R2	後期 R3 ～ R7
自転車の安全利用の啓発	自転車の安全利用に対する街頭指導・啓発	実施	
自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底	自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）	実施	
	自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）	実施	
	交通安全教室（わかばチーム）の開催	実施	
	各種自転車教室の開催	実施	
	交通安全高齢者師範学校の開催	実施	
自転車の安全安心利用教育の推進	自転車安全安心利用教育マニュアルの作成・活用	実施	
（各施策共通）	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



スケアードストレート方式による
自転車安全安心利用教室



自転車シミュレーターを
用いた模擬走行



基本方針②：「安心」を感じる

■キーワード 「守り」「もしも…」「安堵」

■「安心」を感じる”施策項目と計画期間

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期 H28 ～ R2	後期 R3 ～ R7
自転車の盗難防止の啓発	自転車の防犯診断の実施	実施	
	自転車の防犯啓発、二重施錠（ツーロック）の徹底	実施	
自転車の保険加入義務化の周知	自転車利用者への保険加入義務化の周知	準備	実施
	自転車小売業者からの情報提供の義務化	準備	実施
自転車の点検・整備の促進	自転車利用者への点検・整備の啓発	実施	
ヘルメットの着用の促進	各種交通安全に関する教室や交通安全教育での周知・啓発	実施	
（各施策共通）	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	

防犯診断票

○あなたの自転車には以下の管理不備があります。

○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。

○今後は適正な管理を行い、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。

☐二重施錠に心掛けてください。

☐防犯登録が行われていません。（防犯登録は法律により義務づけられています。）

☐この場所にとめないでください。

☐荷物が置かれたままです。

※防犯登録が行われていないと、盗難自転車を発見しても、被害者や所有者の方に返せないことがあります。

草津市

防犯診断票



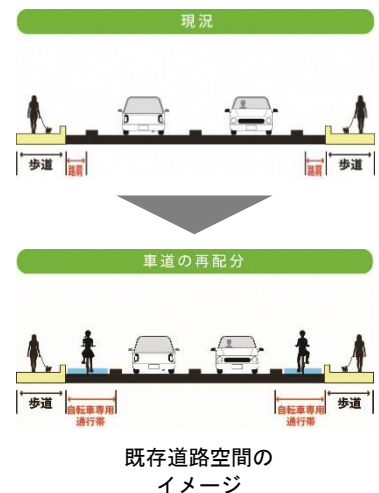
自転車の防犯診断・啓発

基本方針③：「快適」を感じる

■キーワード 「清浄しさ」「思いやり」「秩序」

■「快適」を感じる”施策項目と計画期間

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期 H28 ～ R2	後期 R3 ～ R7
自転車の走行空間の整備	自転車ネットワーク計画の推進	実施	
	住民参加による自転車・歩行者安全マップの作製	準備	実施
放置自転車の削減	放置自転車の撤去	実施	
	違法駐車および放置自転車防止の啓発	実施	
自転車駐車台数の確保	駐車台数の需給調査	準備	実施
	駐車スペースの環境整備	準備	実施



■自転車ネットワーク計画

これまで歩行者と一体的に捉われがちであった自転車を独立した交通手段として捉え、安全で安心して通行できる走行空間が整った自転車道または車道を、効率的かつ戦略的にネットワーク化する計画です。イメージとしては、自転車の主な経路上にある道路が、歩行者とは原則分離された走行空間として、かつそれが面的に広がっているものを想定しています。

■整備形態の考え方および選定

自転車利用の多い道路において、既存の道路幅員を基本として道路空間の再配分により自転車の通行空間を確保します。整備形態は、車道や歩道の幅員、車線数、歩道設置の有無により、路線毎に自転車誘導帯・自転車専用通行帯・車道混在に分類します。

整備形態の選定基準

- 歩道幅員が3.0m以上の場合 → 自転車誘導帯
- 歩道幅員が3.0m未満であり、車道上に幅員1.0m以上の「専用通行帯」の設置ができる場合 → 自転車専用通行帯
- 歩道幅員が3.0m未満もしくは歩道が無く、車道上に幅員1.0m以上の「専用通行帯」の設置ができない場合 → 車道混在



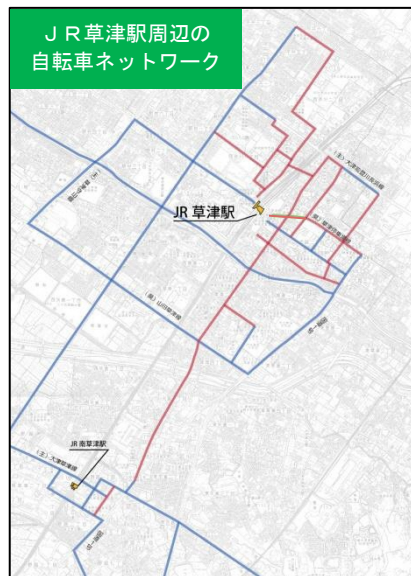
基本方針③：「快適」を感じる

■自転車ネットワーク路線の選定および自転車ネットワーク計画の策定

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成24年11月)国土交通省 道路局 警察庁 交通局」を参考に、平成26年度に実施した自転車利用者アンケート調査結果の他、自転車・歩行者の交通状況(道路交通センサス)、自転車の交通事故発生箇所(草津警察署データ)、自転車通行環境整備モデル地区(滋賀国道事務所)、草津市バリアフリー基本構想、および現場状況等を選定要素として、自転車ネットワーク路線を選定しています。

対象範囲については、自転車をよく利用する路線が多いJR草津駅とJR南草津駅を中心とした面的な自転車ネットワークとしています。

また、広大な琵琶湖を有する滋賀県全体の広域的な展開を視野に入れながら、自転車の活用を進めていくため、草津川跡地に設置予定の自転車歩行者道などを自転車ネットワーク路線として選定いたします。



<凡例>

- : 自転車誘導帯
- : 自転車専用通行帯
- : 車道混在

基本方針④：「厳しさ」を感じる

■キーワード

「責任」「悲しみ」「車意識」

■“「厳しさ」を感じる”施策項目と計画期間

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期 H28 ～ R2	後期 R3 ～ R7
違反者に対する指導、取締りの強化	警察と連携した取締り	実施	
損害賠償事例の紹介、啓発	各種交通安全に関する教室や交通安全教育での紹介・啓発	実施	
道路交通法違反、罰則の周知、徹底	自転車安全安心利用教室の開催(スクエアドストリート方式)	実施	
	自転車安全安心利用教室の開催(出前講座)	実施	
	自転車安全安心利用教育マニュアルを活用した周知、徹底	実施	
(各施策共通)	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	

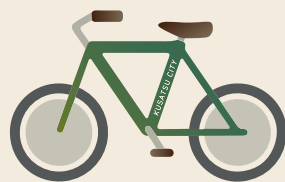
基本方針⑤：「スマート」を感じる

■キーワード

「賢さ」「エコ」「健康」

■“「スマート」を感じる”施策項目と計画期間

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期 H28 ～ R2	後期 R3 ～ R7
自家用車等から自転車への利用転換の推進	モビリティ・マネジメントによる自転車利用への誘導	実施	
公共交通機関へのアクセス性の強化	バス停留所周辺への自転車駐車場の整備	準備	実施
	サイクル&バスライドの推進	準備	実施
自転車の有効活用の推進	シェアサイクルやレンタサイクルの整備に向けた支援	準備	実施
環境や健康にやさしい自転車利用の推進	エコ通勤の促進	実施	
(各施策共通)	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



Transportation Policy Division

草津市都市計画部
交通政策課

平成 28 年3月 / 令和3年3月改訂

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13-30
TEL 077-561-2343 FAX 077-561-2486
E-mail kotsu@city.kusatsu.lg.jp
ウェブサイト <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>